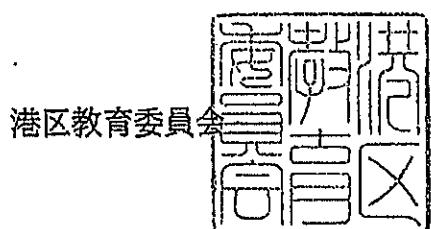




令和3年2月12日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤祐二様



高輪築堤遺跡の保存活用に関する要望書

- 平素より港区の教育行政に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。
- 貴社が進める品川開発プロジェクト用地内の港区三田三丁目及び高輪二丁目所在の高輪築堤遺跡は、港区にとって重要な遺構であるばかりでなく、わが国の歴史上も、また、世界史上も極めて重要な近代化遺産です。
- 特に、第七橋梁付近の石組みの遺構は、三代歌川広重の錦絵に描かれた築堤を想起させ、美しい石積み、弧を描く形状など、圧倒的な魅力を備えています。
- 港区教育委員会としては、こうした文化財的な側面だけではなく、子どもたちの教育においても大きな価値を持つ教育的な資源になるものと評価しています。
- 高輪築堤遺跡の保存について専門的に検討を行う「高輪築堤調査・保存等検討委員会」は、第七橋梁の橋台部を含む約80メートル（橋台部の約20メートルとこの橋台部に接続する築堤部の前後約30メートル）を含めた遺構を現地に保存することを求める見解を示しました。
- また、関係する各学会から発掘規模での現地保存と公開を求める要望書が港区教育委員会に提出されております。
- 港区教育委員会としても、遺構を移築するのではなく、遺構が現に所在する場所において、少なくとも高輪築堤調査・保存等検討委員会の見解と同様のスケールで保存することを求めます。
- さらに、港区民のみではなく、日本全国、あるいは、世界各国からも誰もが自由に訪れる事のできる遺跡として公開され、将来に継承し、活用していかれるよう願います。
- 遺跡は、公の財産であり、人類共有の歴史資産です。
- 旧新橋停車場跡や高輪築堤遺跡に象徴されるわが国の近代化を進めてきた鉄道事業に原点を有する事業者として、その社会的責任を果たすためにも、適切に保存し、活用されますよう要望します。